

フランス對清朝サイゴン條約通告とベトナム出兵問題

——一八七〇年代後半、ベトナムをめぐる清佛關係の再考——

望 月 直 人

はじめに

第一章 一八七四年のトンキン情勢

(一) 清佛の駆け引き

(二) 清越の駆け引き

第二章 ロッシエシユアルの作爲

(一) ロッシエシユアルの照會

(二) 「總理衙門の回答」と佛譯文

(三) 清朝軍のトンキン撤退

第三章 「宗屬」關係とサイゴン條約

(一) 清朝とサイゴン條約

(二) フランスと清越關係

(三) 清朝の再出兵

おわりに

はじめに

一八八〇年前後から、清朝と周邊國との「宗屬」關係は、西洋の國際體系との間でしばしば衝突することとなった。なかでもいわゆる「越南問題」は、清朝と歐米とが「屬國」をめぐる戦火を交えるに至った唯一の事例となり、「東洋」と「西洋」の國際體系の關係性を考える上で、重要なテーマであろう。この問題は、一八八〇年にベトナム北部トンキン地方でフランスの動きが活発化し、對して清朝駐佛公使曾紀澤が異議を唱えたことで清佛兩國間に外交紛争が起ったと言われる。ベトナムを「屬國」と見なしてきた清朝と、一八七四年に締結された第二次サイゴン條約（以下、サイゴン條約）でベトナムに對する「排他的」な「保護」の權利を得たとするフランスは互いに譲らず、ともに既成事實を積み上げ次第に對立を深めていく。結局いくつか大きな交渉局面を経た後、一八八四年夏に兩國は痛み分けの清佛戦争へと突き進むこととなったのである。

もとより、「越南問題」における清佛交渉の経緯については、コルデイエ氏、邵循正氏、卓還來氏の古典的研究、より新しい龍章氏の研究が詳細に跡付けて來た。坂野正高氏も概説ながら重要な局面や兩國の交渉上の要點を押さえた記述を行っている。これらの研究によって、清佛間の交渉の過程はほぼ明らかになっていると言つてよい。⁽¹⁾

しかしながら、これらの研究は、清佛がなぜ相容れなかつたのか、あるいは清佛はお互い何を許容できたのかという點については重きを置いてこなかつた。岡本隆司氏はこの點を指摘し、あらためて兩者間の爭點を重要な交渉を取り上げて読み直しを進めている。氏は一八八二年末の李・ブーレ交渉についての再検討で、フランスとの對抗の中で清朝が「屬國」の「保護」という形態を認識して必要としていった過程、ならびにそれがフランスの容れるところとならなかつた事實を明らかにしている。⁽²⁾ すなわち、一八八〇年代になって清朝が新たに、屬國の「保護」という立場を明確化していったことが、清佛の衝突を不可避としたわけである。もとより、一八八〇年代は清朝側で「屬國」に對する「宗主權の強化」

の動きが現れる時代である。⁽³⁾曾紀澤の對佛抗議もそうした時代の端緒とすら言つてよい。事實、清佛の矛盾の表面化は、その一八八〇年になつてのことであつた。つまり、一定期間においては、清越「宗屬」關係とサイゴン條約が、さしたる問題もなく並存できていたわけである。

從來、その點については一八七五年のフランスによる清朝へのサイゴン條約の通告（以下、サイゴン條約通告）時に起つた「誤譯」事件が原因であるとされている。⁽⁴⁾フランス駐清代理公使ロッシェシュアル（Louis Jules Émilien, Comte de Rochechouart）⁽⁵⁾によつて行われた通告に總理衙門は「交趾即ち越南に至りては、本より屬國に係る」と回答したが、フランス側はこれを「ベトナムは越南とも呼ばれる國である。同國はかつて中國の屬國であつた（L'Annam est la contrée appelée également Yue-Nam; elle a été tributaire de la Chine.）」と誤譯し、そのためにフランスは、清朝が宗主權を放棄したものと見なしたという。和田博徳氏が指摘しているように、たとい「誤譯」であっても、それと食い違いを起さなかつたのが當時の清越關係ということになる。⁽⁶⁾言い換えれば、西洋で考えるところの「宗主權」を、フランスに認識させずに済んだわけである。とすれば、「屬國」とは單に言葉の問題に過ぎないわけで、清佛の並存も奇妙なことではない。

しかしながら、矛盾の顯在化がフランスの活動の活發化と曾紀澤の抗議をまつてのことかと言え、必ずしもそうではない。一八八〇年のフランスの出兵決定も、清越「宗屬」關係に對する反發が大きな背景になつていた。⁽⁷⁾つまり、その時にはすでにフランスが清越「宗屬」關係に許容出来ない性質を見出していたことになる。となれば、ここに窺えるフランスの清越關係解釋の差異を生んだ——とりもなおさず、清佛の「並存」とその破綻とを分けた——要素が何であつたのか、再度、清越「宗屬」關係の考察が必要とならう。

そこで、あらためて戦争前の清佛交渉を丹念に追つていくと、サイゴン條約通告に對する兩者の認識の食い違いは上記の「誤譯」の部分だけに留まらないことに氣付く。それは、當時清朝が行つていたベトナム北部トンキン地域への出兵に關するものであつた。一八八三年の交渉で、フランス側はサイゴン條約通告時には撤兵要求が受け入れられたと、繰り返し

主張している。⁽⁸⁾ところが、これに對して清朝駐佛公使曾紀澤はフランス外相シャルメル・ラクール(Paul-Armand Challemei-Lacour)に次の⁽⁹⁾とく反論している。

ロッシェシユアル伯が一八七四年の條約を清朝政府に通告した際、清朝政府はこのフランス使節の要求に基づき、主國の權利と使命を行使するためトンキンに駐在していた清朝軍を急ぎ呼び戻した。これが貴下の非常に強調していた主張です。これについて、私は以下のことを申し上げねばなりません。私はフランス代理公使の文書に、清朝軍撤退に關するいかなる要求も見出すことができませんでした。⁽⁹⁾

この議論は、清佛兩者の立場を正當化する文脈でなされている。清越「宗屬」關係とサイゴン條約の兼ね合いに關わる問題であると言つてよい。とすれば、この食い違いは一八七五年以降のベトナムをめぐる清佛の並存ないしその破綻に、何らかの影響を及ぼしていたと考えられるのである。では、前記の全く逆の主張・認識はどこから生じ、何を意味するのであろうか。本論は以上のような觀點から、サイゴン條約通告時における清朝のトンキン出兵の處理について、あらためて検討を行うこととしたい。

第一章 一八七四年のトンキン情勢

(一) 清佛の駆け引き

一八七三年の暮れ、ベトナム北部トンキン地方で一つの事件が起こる。ベトナムに紅河の自由航行を要求するため、フランス領コーチシナ當局から派遣されたガルニエ(Marie Joseph Francis Garnier)海軍大尉が、獨斷でハノイなどを攻撃、占據したのである。これに對して阮朝に歸順していた華人武裝集團の黒旗軍が反撃し、一八七三年二月二日に彼は戦死し、フランス側は撤兵と引き替えに新たな條約を締結することで事態を收拾した。これが、一八七四年三月一五日の第

二次サイゴン條約である。この佛越間の動きに對して、清朝は不介入の方針に徹し、ガルニエ事件やサイゴン條約の締結については清佛間で交渉がもたれることはなかった。しかし、この時期、清佛はベトナムに關する別の問題をめぐって駆け引きを繰り廣げてもいる。それは、トンキンに駐留している清朝軍の撤兵問題である。

一八六〇年代の末からトンキンには清朝軍が駐留しており、ベトナムは一八七〇年代としては唯一、清朝による出兵が行われていた「屬國」となっていた。⁽¹⁰⁾これに對して、フランス側はガルニエを派遣するにあたり、清朝軍をトンキンから排除すべく動き出している。フランス領コーチシナ(サイゴン)總督デュプレ(Marie Jules Dupré)海軍准將が、一八七三年九月一日附書簡で兩廣總督瑞麟宛に撤退を促したのを皮切りに、⁽¹¹⁾撤兵要求が繰り返される。同年二月一日、フランス廣州領事ダブリ(Claude Philibert Dabry de Thiersant)は瑞麟に對して佛越間の緊張ならびにフランス側がハノイに攻撃をかける旨を告げ、清朝軍をトンキンから撤退させるように要求する。⁽¹²⁾さらに佛越和睦後にも、清朝軍の撤兵を要求するデュプレの書簡がダブリから瑞麟に渡されている。さらに、總理衙門とジョフロワ(François Louis Henri de Geotroy)の間でも應酬が繰り返されている。さらに北京では、デュプレからの要請を受けたフランス駐清公使ジョフロワが、總理衙門に撤兵要求を行った。⁽¹³⁾

一方、清朝側は雙方の軍事行動地域を分けることで對應しようとする。廣西巡撫劉長佑は清佛兩軍が偶發的な衝突を起こすことを防ぐため、清朝軍はトンキンで「匪賊」を討伐しているだけでフランス軍とは關わらない旨、總理衙門ならびに兩廣總督瑞麟からフランス駐清公使・同駐廣州領事(およびガルニエ)に、伝えるように要請した。⁽¹⁴⁾この要請は一八七四年一月四日附上諭で認可されており、總理衙門からフランス駐清公使ジョフロワへの照會がなされたものと考えられる。⁽¹⁵⁾

さらに雲南巡撫岑毓英も同様の措置を取る。當時雲南省の軍隊はベトナムとの國境近邊で黃旗軍の雲南省への侵入を防いでおり、フランス軍に誤解を與えることを慮ったのであろう。岑毓英も、總理衙門から雲南省軍は國境で華人匪賊を防いでいるだけであるとして、フランス駐清公使に照會するように三月二四日附で上奏を行った。⁽¹⁶⁾これも四月九日に上諭で

認可され、またこちらは總理衙門からジョフロワに照會されたことが確認できる。⁽¹⁷⁾

もちろん、この方針は先述したフランス側の撤兵要求を斥けるものでもある。當時は、ガルニエのハノイ陥落に乗じて黃崇英率いる黃旗軍がトンキンで勢力を擴大していたため、廣西省軍も討伐を強化すらしていた。そのためフランス側はこの軍事行動に抗議し、責任者である廣西巡撫の劉長佑を特に非難したようである。⁽¹⁸⁾しかし、劉長佑は清朝のトンキン出兵は今に始まったことではないとして、討伐の續行を主張した。⁽¹⁹⁾瑞麟も、結局トンキンにおける華人武裝集團討伐の情勢からして撤退できないと結論する。一八七四年一月二七日、瑞麟はダブリに清朝軍がハノイ方面へ進まないことを告げる一方、かえて清朝軍が駐留する清越國境沿いの高平省や諒山省へ、フランス軍が前進しないよう求めたのである。⁽²⁰⁾總理衙門も一八七四年二月七日附照會で、ジョフロワに次のように述べている。

廣西省からトンキンへ派遣された新たな軍隊については、我が朝貢國を救い、我が國境の安全を保障する權利を使用して、出兵したまでである。⁽²¹⁾

黃旗軍はフランス人と繋がりがあり、清朝も多かれ少なかれそう認識していた。⁽²²⁾黃旗軍の討伐に、トンキンにおけるフランス勢力擴大を阻む意圖があったとみても穿ちすぎではないだろう。實際、廣東巡撫張兆棟は劉長佑宛の書簡で「恐らくは我兵退くこと一步、法兵進むこと一步、防がざる可からず」と述べている。⁽²³⁾劉長佑も、フランスは「越南自ら中國より絶ち、併せて粵西をして自ら其の外藩を失わしめんと欲するなり」と喝破していた。⁽²⁴⁾トンキンにおけるフランス勢力の擴大を阻むためにも、撤兵要求を受け入れるわけにはいかなかったのである。

(二) 清越の駆け引き

上記のように、フランス側の撤兵要求に對しては、これをかたくなに拒み續けた清朝であるが、清越間のやりとりを目を移すと別の利害關心も浮かんでくる。

當時のベトナム側の史料は、

清國 命有りて、將に助剿せんとするも、清官 遠く來たれば、憚りて苟了す。年前辭を盡くして邀説するも、他 關
を距つこと較遠きを以て辭と爲す。⁽²⁵⁾

と述べており、清朝側がベトナムからの援助要請に積極的に應えていたわけではないことを窺うことができる。實際、ガルニエ事件の直前にも、早期撤兵を目指す清朝と、それを引き止めるベトナム側とが駆け引きを繰り返していた。⁽²⁶⁾このような清朝側の意向を、廣西省當局のものと見なしたベトナム側は、朝貢の機会をとらえて北京朝廷に援助を直訴するなどしている。⁽²⁷⁾しかし、實際のところは、むしろ北京朝廷が早期の撤兵を目指す意向であった。ガルニエ事件前、フランス側の動きに反應した劉長佑がトンキン出兵の繼續を要請したところ、一八七三年四月二二日附で、

該國 自強する能わざれば、動もすれば外侮を招く。中國の藩服を撫綏するに在りては、自ずから愀然たり難し。第
だ越境の用兵は暫らくなるべくも久しかるべからず。越南 前次の變亂、業經に兵を調して深く入りて援應し、以て
懷柔を示す。若し長く中國の兵力に恃まば、其の勢い斷じて兼顧し難し。兵法は逸を以て勞を待さば、自ずから應に
防を先にし剿を後にすべく、宜しく己を捨て人に従うべからず。⁽²⁸⁾

という上諭が下っている。すでにフランスも視野に入れながら、さりとてベトナムの意のままに出兵を繼續することも避けたい、という清朝の意向がよく見てとれる。劉長佑にしても廣西巡撫着任當初から早期撤兵を目指しており、一八七四年にも彼がトンキンに兵力を留めようと考えているのではないかというフランスの嫌疑にはこれを否定している。⁽³⁰⁾清朝としても、トンキン出兵の繼續自體は避けたい事柄であつたわけである。しかし、それがフランスの勢力擴大を促してはいない。だからこそ、清朝はトンキンからの撤兵を睨みつつも、逆にフランスの撤兵要求に應じるわけにもいかなかった。そして、このような状況のもと、一八七五年のサイゴン條約通告を迎えることとなつたのである。

第二章 ロッシェシユアルの作爲

(一) ロッシェシユアルの照會

サイゴン條約は、同年八月四日にフランス議會によつて批准され、翌四月一三日に佛越間で批准交換される。⁽³¹⁾ この條約第二條は、「あらゆる外國に對する完全な獨立 (son entière indépendance vis-à-vis de toute puissance étrangère)」と謳つており、すなわちフランスにとつて清朝の對越宗主權は認めることのできないものとなつたわけである。だからこそ、先述の⁽³²⁾「誤譯」事件が意味を持つわけである。くだんの「誤譯」に基づき、フランス駐清代理公使ロッシェシユアルは、總理衙門は「過去の狀況においてのみ、ベトナムの中國に對する服屬を述べているだけ (ne parle de la vassalité de l'Annam à l'égard de la Chine qu'à l'état passé)」であり、これは清朝による「新たな狀況の默認 (une reconnaissance tacite de la situation nouvelle)」であると本國に報告し、ことなきをえたわけである。⁽³³⁾

ところで原文の「交趾即ち越南に至りては、本より屬國に係る」のくだり、佛譯の複合過去にあたるのは、「本」の字としか考えられない。語義的にはあり得るかもしれない誤譯である。しかし、「總理衙門の回答」で「本」の字が「元來」の意味で使われているのはここだけではなく、他にも「滇省本より通商の地方に非ず」という雲南の通商港設置要請に答える文言がある。佛譯文ではこれが「雲南は外國人に對して閉ざされている (Yunnan est fermé au étranger)」となっている。否定文と肯定文の差異はともかく、現在形を用いて翻譯していることに注目しなくてはならない。「總理衙門の回答」の佛譯を手がけたのはフランス駐清公使館附翻譯官シエルゼール (Erdinand Georges Francis Scherzer) とされるが、⁽³⁴⁾ 彼は「本」の字が現在ないし一般的事柄も指すことを了解していたのである。それにもかかわらずわざわざ複合過去で譯したのは、故意である可能性が非常に強いわけである。

しかし、ここで一つの大きな疑問に突き當たる。すでに觸れたとおり和田氏は、フランス側が「誤譯」によって清朝が宗主權を放棄したと解釋したことをもって、清越「宗屬」關係が名目的なものであったことをよく反映しているとしている。鋭い觀點である。氏の言うとおり、清越「宗屬」關係が實質的なものならば「誤譯」が自明のものになってしまうからだ。

とはいえ、前述の通りトンキンでは清朝軍が大規模な軍事行動を取っていた。それまでもフランスはこの點をめぐって清朝と應酬を繰り返してきたのである。清朝軍のトンキン駐留が問題とならないはずもない。これについて、ロッシュエシユアルに清朝からサイゴン條約承認を取りつけるよう命じたフランス外相ドカーズ (Louis-Charles-Élie-Amannien, Duc Decazes) は二年後、以下のように當時を振り返っている。

……當時、清朝軍は嗣徳王の要求に應え、廣西省近隣の地域で占領の任にあたっていた。彼らの存在は、我々がトンキンに設けたはずの事柄が實際にはどうか、疑問を持たせるようなものであった (était de nature à inspirer des doutes sur le véritable état de choses que nous avions entendu établir au Tonkin)。そして不都合にも、ベトナムの對中從屬を全く消し去るために我々が創った宣告と、矛盾するように見えた (paraissait contraster lâchement avec les déclarations que nous avions provoquées en vue d'effacer toute trace de la vassalité de l'Annam à l'égard de la Chine)⁽⁵²⁾。

清朝軍のトンキン出兵がサイゴン條約と相容れないという認識は、ここに明示されている。事實、一八七五年二月二七日に發した訓令でドカーズは、サイゴン條約第二條がベトナムの「完全獨立」とフランスの對越「保護」を規定していることを擧げつつ、

このような明白な狀況を前にして、總理衙門はベトナム領土諸地域に清朝軍を干渉させる考えを今後全く抱かないとみて當然である。當地で秩序を打ち立て人々の安寧を保障する權利を、我々は自身以外には認めることはできないのである (ne saurions plus reconnaître à d'autres qu'à nous-mêmes les droits de rétablir l'ordre et d'assurer la tranquillité des

populations⁽³⁶⁾。

と、ロッシェシユアルに告げている。清朝のトンキン派兵をやめさせることに重點が置かれていることは明白である。先行研究では、フランスは清朝がベトナムの宗主國であるから義務的にサイゴン條約の承認を求めたとする記述がまま見られるが、特に根拠は挙げられていない⁽³⁷⁾。むしろ、フランスはトンキン出兵を続ける清朝にサイゴン條約に従うよう迫ったととるべきであろう⁽³⁸⁾。では、ロッシェシユアルは清越關係とサイゴン條約との矛盾點となっていたこの問題をいかに處理したのであるうか。

一八七五年五月二四日、ロッシェシユアルは「ドカーズの訓令を二點に絞って」作成した文書とサイゴン條約の寫しを總理衙門に手交した。二點のうち、一つはサイゴン條約で紅河の通航が許可されたことにより、その實を得るため紅河上流の雲南省を開港するように求めるものであった。そしてもう一點こそ、先に引用した訓令文に相當すべき、トンキンに駐留する清朝軍の撤退要求のほずである。しかし、清朝軍撤退要求を示すはずの文言にはあきらかに不可解な點が存在する。

新たな中國軍團がベトナム王國に侵入することを阻止し、また現在あらゆる類の暴力行爲に携わっている中國軍團を召還するよう促すため、雲南省當局に最も嚴格なる命令を與えること。私は、中國政府が、佛中間に存在する良好な關係の維持のために、このことがどれほど必要であるか理解すると信じております⁽³⁹⁾。

「中國軍團 (bandes chinoises)」という、ともすると華人武装集團と取り違えそうな言葉にいぶかしさを覚えるが、それを除けば一見のところ眞つ當な撤兵要求に見えよう。ところが、それでも上掲の文章は不可解なのである。清朝自身、照會の指す内容が腑に落ちなかった。總理衙門からこの照會について知らされた廣西巡撫劉長佑は、兩廣總督英翰に宛てた書簡でロッシェシユアルの文章の不審な點を鋭く指摘している。

照會 專ら滇省を指し、粵西に及ばざると雖も、而れども越南に現演軍無く、只だ粵軍有るのみ。安ぞ知らん他族故

さらに含混を爲し、總署の反詰を窮め、因りて粵軍の成謀を撓すを思おもうに非ざるをや。⁽⁴¹⁾

これを受けてか、英翰も總理衙門への書簡で同様のことを述べている。⁽⁴²⁾ また名指しされた雲南省の巡撫岑毓英も、麾下の雲南省軍が越境していない旨を總理衙門に説明している。⁽⁴³⁾

彼らが指摘するように、トンキンで軍事行動を取っていたのは廣西省軍のみであり、雲南省軍は國境を越えずに防備を固めていただけであった。周知の通り、雲南省は廣西省軍とは全く統屬關係を持たない。先述のとおり、總理衙門はフランス駐清公使ジョフロワにトンキンで活動する清朝軍が廣西省軍であること、ならびに雲南省軍がトンキンとの國境で配置にしている状況をそれぞれ照會していたことから考えて、これは單なる誤りではあり得ない。すなわち、ロツシエシユアルは意圖的にトンキンへ出兵していない雲南省の名を挙げたことになる。すでにこの時点で、ロツシエシユアルはすでにドカーズの訓令とはかけ離れた行動をとっていたわけである。冒頭で掲げた、サイゴン條約通告時に清朝側になされた照會には撤退を要求する文言がないとする曾紀澤の主張も、これで合點が行こう。

そして雲南省を名指ししたことが、總理衙門から回答を受け取った後に大きな意味を持つことになるのである。

(二) 「總理衙門の回答」と佛譯文

六月一五日、總理衙門はロツシエシユアルの五月二四日附照會に對する回答をフランス側に寄せた（以下、「總理衙門の回答」）。「誤譯」で知られる「總理衙門の回答」の佛語譯文は、六月一九日にロツシエシユアルからドカーズに送られる。總理衙門は、先述の「中國軍團」について以下のように回答している。

再び査するに交趾國前に匪徒蜂起し、迭次經に該國人を遣して至らしめて援を乞わしむ。中國其の久しく藩封に列するに因りて、漠視する能わざれば、官兵を遣派して往きて剿せしむ。匪類の剿平せらるるを俟ちて、自然に凱撤せん。曾て同治十二年十二月の間、^{シフロワ}熱大臣に照會すること案に在り。上年三月の間又た熱大臣に照會するに、以く

「雲南巡撫奏するに據るに稱すらく『雲南邊界一帯、越南に接壤す。連匪黃崇英等 越南を攻襲し、勢頗る猖獗たり。現各員に委ねて、防堵の事を將つて宜しく妥爲に布置すべし。請うらくは照會して法國駐越南領事各官に轉行するに、滇軍 雲南邊界に在りて越南各匪を堵剿し、法兵と相干涉せずと言明せんことを』等語あり。奉じて本衙門 即ちに前項の各節を將つて轉行す」等因亦た案に在り。是れ中國 前に官兵を派して該國に前往せしむるは、第だ該國 援を剿匪に乞うが爲めに去くのみ。滇軍の雲南邊界に在りて堵剿するに至りては、亦た預め該國匪徒の滇境を滋擾するを防ぐ爲に起見す。如し軍卒人等 其の邊境に入りて擾亂する有れば、該省督撫 自ら應に查禁すべし。本衙門 當ちに再び滇省に行文して嚴に禁止を爲さしむとも可なり。⁽⁴⁴⁾

一八七四年の二つの照會を繰り返した部分が「總理衙門の回答」の多くを占めていることがわかる。すなわち、ここで述べられている清朝軍は二種類存在するのである。一つはトンキンで行動している廣西省軍、もう一つがロツシエシユアルの名指しした雲南省軍である。文中に太字で示した部分が前者について、それ以外が後者に關して、觸れられている部分である。

ロツシエシユアルが特に名指しした雲南省軍については、國境において匪賊の防御に當たっており、もし越境があれば取り締まる旨が述べられている。雲南省軍が、フランスが問題とするトンキン駐留の清朝軍ではないので當然である。

しかし、「總理衙門の回答」は、トンキンの清朝軍すなわち廣西省軍についても言及している。趣旨からすれば、總理衙門は將來の撤退をはめかきつつも、匪賊討伐の完了によるとの條件を明示している。照會は先述した一八七四年二月七日の照會と同一か断定しがたいが、ほぼ同じ頃のものである。匪賊討伐後の撤退を示唆しているとはいえ、それがサイゴン條約通告の一年以上前の言葉であることを勘案すれば、撤退時期はかなり曖昧であると言えよう。では、この部分に對應する佛語譯はどうなっているのだろうか。

他方、ベトナムは匪賊に荒らされており、ベトナム政府は重ねて中國に救援を求めた。中國は屬國に對する援助と保

護を拒むことはできなかった。ゆえに中國は匪賊を追跡するため軍隊を派遣したわけである。したがってベトナムに
 いる（中國の）軍隊はベトナム政府の要請に基づき、國境を防護する目的で當地にいるのである。ひとたび目的が達
 成されたからには、（中國の）軍隊がベトナム領土にいることはすでに存在理由を失っており、軍隊は召還された。⁽⁴⁵⁾

こちらで見える「國境を防護する目的で（dans le but de protéger la frontière）」という文句は、「總理衙門の回答」では相
 當する語句がない。その後ろの「匪類の剿平せらるるを俟ちて」は、「ひとたびこの目的が達成されたからには（ce but
 une fois atteint）」と言う抽象的な言葉に置き換えられている。前を受けている以上、目的とは當然に國境防護を指すこと
 となり、意味合いが變わる。そして、すでに龍章氏の指摘するところであるが、「自然に凱撤せん」が譯文では「（中國
 の）軍隊がベトナム領土にいることはすでに存在理由をなくしており、軍隊は召還された（leur présence sur le territoire
 annamite n'avait plus de raison d'être, et on les a rappelées）」となっている。つまり、「國境防護」の任務が完了し、撤退命令
 がすでに發せられたというかたちで譯しているのである。

しかし、そうなると都合の悪いのが「曾て同治十二年十二月の間熱大臣に照會すること案に在り」というくだりである。
 以上の部分が、前年にジョフロワに對してなされた照會の内容を繰り返していることがわかり、一八七五年時點の出兵状
 況と符合しなくなる。清朝軍のトンキン撤退が、サイゴン條約締結（舊曆同治二年二月二七日）以前の話では全くつじつ
 まが合わない。佛譯文では、このくだりが次節冒頭部分に組み入れられている。フランス公使館は、もとの照會と照合で
 きたはずであるにもかかわらず誤譯しているわけで、ロッシェシユアルらが譯文を故意に改作していたことがここから窺
 えよう。

そして、雲南省軍についての誤譯に、ロッシェシユアルの意圖を見出すことができる。「滇軍の雲南邊界に在りて堵剿す
 るに至りては」という部分が、フランス語譯では「すでに國境を越えた雲南省の軍隊（les troupes du Yunnan qui ont passé
 la frontière）については」となっており、原文と意味がまったく異なっている。前述したように雲南省軍は國境を越えて

はいない。ここに、トンキンに在る軍隊を雲南省軍であるように見せ、清朝軍のトンキン撤退の議論とすり替えようとするロッシェシユアルの思惑が浮かび上がる。彼が本國に送った報告文書に、そのことがよく表れている。彼は、「總理衙門の回答」の末部の佛譯文を示しながら、以下のように述べている。

私の書簡の第二點、すなわち中國軍團の排除につきましては、親王は斷固として答えました。ベトナム國王の要請に基づいて中國軍團は派遣され、今日中國國境に留まっている軍隊は當地で國境を防護しているのである (qu'aujourd'hui les troupes qui restent sur la frontière chinoise sont là protéger les frontières) と。「越境している軍團に關して、地方當局は義務に反して軍團を放任することはできない。彼らは必ず軍團を追いかけて、罰するべきである。したがって雲南巡撫に軍團のベトナムへの侵入を厳しく取り締まるよう促すため、我々は彼に再度文書を書き送ったばかりである (Nous venons donc d'écrire de nouveau au Gouverneur du Yunnan pour l'engager à arrêter sévèrement l'entrée de ces bandes dans l'Annam)」と。

報告文書の中で、清朝軍について觸れられているのはこれで全てである。つまり、ドカースの訓令という清朝軍のトンキン撤兵にあたるのが、この部分となる。總理衙門が地方大官に對して軍隊の越境行動をたしなめているという趣意になっており、清朝がフランスの意向に沿って行動を取ったことになっている。傍線で示したように、雲南巡撫への文書もすでに送られたことにしている。そして實際、一八八三年にシャルメル・ラクールが、清朝が撤退要求を受け入れたと述べた際に引用したのがこの一節なのである。⁽⁴⁸⁾

(三) 清朝軍のトンキン撤退

このようなロッシェシユアルの作爲も、清朝軍の出兵が續けば、自ずと食い違いが生じることになる。しかし、「匪類の剿平せらるるを俟ちて、自然に凱撤せん」というのが清朝の方針である。清朝は黃旗軍掃討までの作戦繼續は堅持しつ

つも、その後は撤退へと動き出していくのである。

ロッシェシユアルの照會の寫しが總理衙門から届けられた際、劉長佑はトンキンでの軍事行動は黃崇英の撲滅を目的とする以外になく、黃崇英が排除されれば「粵軍悉數入關すべし」⁽⁴⁹⁾と英翰に書き送っている。英翰も早期の撤退は「邊患を生」み、清朝軍のトンキン駐留長期化はフランスの「煩言」を招くとしてこの方針を最善のものとした。⁽⁵¹⁾すでに述べたとおり、清朝側としても出兵が長引くことは望むところではなかった。總理衙門も、フランス側が矛先を向けているのは雲南省のみであるとして、廣西省當局に自重を促したようである。

はたして、清朝軍はロッシェシユアルの報告がフランス本國に到着した五日後の八月二六日、黃崇英を生け捕った。なお殘黨討伐を行いつつも、清朝軍は撤退へと動き始める。⁽⁵²⁾この時、英翰の後を受けて兩廣總督となった劉坤一はフランスへの警戒から叔父劉長佑に撤退を見合わせるよう提案した。しかし雲貴總督への轉任を間近に控えた劉長佑は、マーガリー事件をめぐり清朝がイギリスと争っていたことを挙げ、さらなる紛争は避けるべきとして甥の要望に應えなかった。⁽⁵³⁾

さらに劉長佑は現地で指揮に當たる道臺の趙沃に、黃崇英を擊滅したなら、

……即ちに一面撤隊入關し、他族粵軍に尋衅するに從しなく、亦た禍を南國（ベトナム）に加うに從しなからしめよ⁽⁵⁴⁾と、書き送っている。すなわち、清朝の出兵の繼續により、かえってフランスが撤兵要求を續けるばかりかベトナムに壓力をかけかねないという認識も、彼は持っていたわけである。

一月五日にロッシェシユアルは、コーチシナ總督デュペーレ（Victor Auguste, baron Dupère）海軍准將が清朝軍のトンキン撤退を傳えてきた旨をドカーズに打電した。⁽⁵⁵⁾そして一八七六年初め、清朝軍のトンキンにおける軍事干渉はひとまず終結することとなった。⁽⁵⁶⁾當時清朝はイギリスと、フランスはドイツと緊張關係にあり、それが清佛の慎重な姿勢の背景にあったことは間違いない。⁽⁵⁷⁾ドカーズも、ロッシェシユアルにゆつくりと交渉するよう指示した、と回顧している。⁽⁵⁸⁾しかし、清朝は黃崇英の討伐を完遂し、フランスは清朝のトンキン撤兵を得たのであった。後年の曾紀澤とシャルメル・ラ

クルールの言葉で、それを示しておこう。曾紀澤が、

たとえ後で我々の軍隊が中國へ撤退したにしても、それは我が屬國の安全を脅かす軍團の鎮壓という、任務の目的を達成したからに過ぎません。⁽⁵⁹⁾

と主張する一方、シャルメル・ラクールの方は次のように述べている。

恭親王は我が代理公使に答えた。「……貴公（ロッシェシュアル）が我々に告げた後、ベトナムへ侵入を試みる軍團を厳しく取り締まるよう雲南巡撫に促すため、再度彼に文書を書き送る責を負ったと我々は考えている。」と。すぐ後に、中國軍はトンキンから撤退した。⁽⁶⁰⁾

フランスから見ればこの撤退は、サイゴン條約通告に對して清朝が「急ぎ清朝軍をトンキンから呼び戻した（*s'empresse de rappeler les troupes impériales du Tonkin*）」ものとなったわけである。⁽⁶¹⁾

ベトナム水域における清朝軍艦の活動も、一八七五年以後しばらく見られなくなったという。⁽⁶²⁾一方、當時フランス軍もサイゴン條約で認められた少數の領事館護衛兵を除いてトンキンから撤兵しており、フランスも清朝を刺激するような事態を起こしていなかった。そのあたり、劉坤一が左宗棠宛の書簡中で、

蔭帥（劉長佑）の安南を援剿するは、苦心孤詣と謂うべし。幸い各匪を將つて次第に掃除し、法人も亦たこれが爲に跡を歛む。誠に以つて藩服を維ぎて、封折を固むに足る。⁽⁶³⁾

と、述べているところに窺うことができる。

第三章 「宗屬」關係とサイゴン條約

(一) 清朝とサイゴン條約

一方、サイゴン條約通告に對する回答で、總理衙門はベトナムが「屬國」であるとしながら、直接サイゴン條約に言及しなかった。このため、條約への抗議であったのか否か、先行研究では意見が分かれている。⁽⁶⁴⁾ただ、「屬國」を堅持しながらサイゴン條約を否定し去らない方針は、この時期の清朝のストラテジーだったようである。

一八七五年七月二日、イギリス駐清公使ウェード (Sir Thomas Francis Wade) は外國とベトナムとの條約締結について總理衙門に問い合わせを行っている。

査するに外國如し願いて安南國と和約・條款を定議するの舉有れば、是れ彼國の君主尙お自主して禁ずることなきや否や、抑も或いは中國の藩服に屬すに因り、意は仍お應に先ず條款・章程の事宜を將て、中國に呈商して核明して方めて定議を爲すに在るやの處、究竟如何。⁽⁶⁵⁾

質問は簡潔であるが、清朝にとって手厳しい。ベトナムと他國の條約締結に清朝は關與か不介入か態度を明示しろというものである。言うなれば二者擇一を迫るものである。ウェードは、サイゴン條約の締結について清朝に問題性を示唆したのであろう。これに對して、七月二五日に總理衙門はウェードに、

査するに安南 中國の屬國爲りて、其の中國との交際向に定例有り。一切政教・禁令 該國如何に措置すに至りては、歴しく年所有り、亦た中外共に知る所なり。⁽⁶⁶⁾

と回答している。この文章をもつて清朝がベトナムに對する宗主權を主張したとするものもある。⁽⁶⁷⁾ただ、ベトナムが清朝の屬國であるとするも、肝心のウェードの質問についてはなんら具體的な回答を示していない。すなわち他國がベトナム

と條約を締結するにあつて清朝に諮るべきものなのか否か、結局のところ明示されていないのである。

また、日附は判然としないものの同じ頃に、廣州において兩廣總督英翰とフランス廣州領事ダブリも清朝のトンキン派兵について議論を交わしている。英翰はダブリに再度清朝の軍事行動について伝え、フランス軍と互いに闘わらないことを告げた。この折に英翰は、佛越間の條約については何を取り決めているのか、廣西省はまだ知らないとした。⁽⁶⁸⁾つまりサイゴン條約について無視しているわけではなく、ただ知らないだけであるということである。英翰は問題をかわそうとしたのである。そのような言い方をするあたり、かえって多少なりともサイゴン條約を意識していることを示している。これに答えて、ダブリは英翰に以下のような書簡を送っている。

本領事査するに法國 越南國王と和約を訂立したれば、何事かを論ずるなく、別國助辦・干渉するを得ず。此件顯らかに越南國王 和約に違背せるの事に係る。⁽⁶⁹⁾

ダブリは清朝を條約違反と非難することは避けつつも、サイゴン條約が他國のベトナム干渉を禁じている旨を明示している。今度は英翰がダブリへの返書で、清朝軍のトンキン出兵は何年も續けられてきたことであり、屬國ベトナムの要請に基づくものであると告げる。しかし、やはりサイゴン條約については曖昧な態度を通した。この時すでに、英翰は總理衙門から送られたサイゴン條約とロツシエシユアルの照會の寫しを受け取っている。⁽⁷⁰⁾それにもかかわらず、英翰はダブリに對して再度サイゴン條約がいつ締結され、何を取り決めたのか、廣西はいまだ知ることができていないし、廣東もよく知らないと言ったのみであった。⁽⁷¹⁾そしてこの後、一八七八年および一八八〇年二月にサイゴン條約についてフランス側から言及があつた際にも、總理衙門は知らぬと言うか、話を打ち切ることで對應し續けている。⁽⁷²⁾

このような清朝に對し、フランスも目立つたベトナム進出活動を行っていない。⁽⁷³⁾そもそも、フランス外交當局はロツシエシユアルの解釋に必ずしも信を置いていなかった。從來から多く引用されてきた以下の文章を見れば明らかである。

恭親王の一八七五年六月一五日附文書にある、「ベトナムは越南とも呼ばれる國である。同國はかつて中國の屬國で

あった」という、出し抜けの文句が強調されています。——かつて……ゆえにもはやそうではない、と。しかしながら、この文句の翻譯が可能な限り正確だといったしましても疑問の餘地はありません、同文書の續きが先の聲明の價値を著しく減じております。「中國は屬國」に對して保護と援助を拒むことはできなかった」⁽⁷⁴⁾と。

この文章は、一八七七年にフランス駐清公使ブルニエ (Antoine-Maxime-Edmond Brenier de Montmorand) が著したものである。「サイゴン條約の默認」というロッシェシユアルの瞞着は、とりあえず種明かしがなされていると言つてよい。先行研究が指摘するとおり、清朝の「沈黙 (son silence)」がサイゴン條約を承認したことを意味していないことも、トンキンで一朝ことあらば清朝が無關心でいられないだろうことも、フランス側はよく了解していた。⁽⁷⁵⁾かの「誤譯」によつてフランスのベトナム侵略は後押しされたとも言われるが、⁽⁷⁶⁾フランスはサイゴン條約通告後、目立った動きをしていないわけ、この解釋は成り立たない。そしてフランスも、清朝がサイゴン條約を受け入れていない——とりもなおさず清越「宗屬」關係が存續している——ことを知りながら、それを見逃していたわけである。

ただ、ここで重要になってくるのがやはり先述した清朝の姿勢である。サイゴン條約はフランスの前提であるが、清朝はこれを否定し去らなかつた。となれば、フランス側も清越「宗屬」關係をサイゴン條約と矛盾せぬよう解釋・處理できれば、清佛の立場は衝突しないことになる。實際にフランスは、清越關係自體を解釋することで、靜觀の態度を取る。そして、清朝トンキン出兵の解決もまたここで生きてくることになるのである。

(二) フランスと清越關係

一八七六年九月、ベトナムの朝貢使節が清朝中國に向かつた。これに對し、フランスでは清越關係について議論が起る。しかし、結局フランスは、「現狀 (Statu Quo)」維持の方針に立ち、朝貢を「純粹な儀禮的行爲 (acte de pure courtoise)」⁽⁷⁷⁾であるとして見逃す。もとより、清朝との紛糾を嫌うフランス側の恣意的な解釋であろう。しかし、そもそも朝

貢の問題を眞つ先に取り上げたフランス駐ハノイ領事ケルガラデック (Le Jumeau Alexandre Camille Jules Marie, Le comte de Keraradec) も、その性質については固まつた見解を取っていない。⁽⁷⁸⁾ フランスが清朝の對越宗主權を「名目的」と主張したことはよく知られているが、言い換えればフランスにとって清越「宗屬」關係をどのように解釋できるならば、目をつぶることも可能ということにほかならない。事實一八八〇年代にも、フランスは「贈物の送付」や「儀禮行爲」については從來通りであつてもよいと、しばしば提案している。⁽⁷⁹⁾ 先行研究はフランスが朝貢をサイゴン條約違反として強調する向きがあるが、その解釋を避けることもとりあえず可能であつたわけである。⁽⁸⁰⁾

そして、「サイゴン條約通告」後の状況を述べた、ドカーズの次の言葉は見落とせない。

そもそも、ロッシェシユアル氏は中國軍の撤退を得るため恭親王に再度働きかける必要がなかった。そして、我々にとつて何より重要であつたはずのこの點がかくのごとく得られたため、その存在を明示するいかなる事柄もない分、よりいっそう宗主權の放棄を北京に強く求める理由もなくなつていたのである (avons d'autant moins de motifs pour insister à Pékin sur la renonciation à un droit de suzeraineté dont aucun fait apparent ne révélait plus l'existence.)⁽⁸¹⁾

すなわち、清朝軍のトンキン撤兵によってフランスが清朝の「宗主權」を取り上げずに済む状況がもたらされていたのである。さらに、朝貢を見逃すべきとの意見にも、この點が伏流していることを見て取れる。例えば、ブルニエは以下のように述べている。

したがつて、當該の點で私は全くデュペーレ提督と見解を共有いたしており、我々は全ての利害を現状維持の状態に留めておくべきであると信じております。ただし中國とベトナムの關係が、さしあたり我々が目をつぶつていても危険のない單なる儀禮と恭順の行爲に留まらず、より密接な性質を持ち、ゆえに我がコーチシナの利害を脅かすに至つたとしたのなら干渉する、という權利を我々は保持しておくわけですが。⁽⁸²⁾

常々引用される文章であるが、注意すべきはブルニエが朝貢を儀禮行爲としているだけではないという點である。彼は、

清越關係そのものが目下單なる儀禮的行爲の域を出ない、清越がこの一線を踏み越えたならばフランスは干渉に出なくてはならない、とする。維持すべき「現状」には、清越間に儀禮としての朝貢を越える關係が存在しないという前提が含まれているのである。

ブルニエの見解は、ドカーズに代わつて外相に就任したバンヴィル (Gaston Robert, Le Marquis de Banneville)⁽⁸³⁾、その後を襲つたワダントン (William Henry Waddington) に受け入れられた。一八七八年七月二五日、ワダントンはベトナムの朝貢使節派遣はフランスの清朝に對する「慎重 (la réserve)」を失うに値しないとしたうえで、

……思いがけぬ出來事がない限りその繼續が我々の安全や影響力に深刻な害惡をもたらしえぬ營みに對し、今から反對することは利益よりも不都合が多いことであろう。……ただし、私は貴公に責任を持たせる。ベトナムと中國の態度において、我々の利益に有害な考えのもと舊來の兩國間關係を強め、それによつてのちのち我々に不安を抱かせうる事柄全てにしっかりと警戒するように。中越舊來の關係の維持は、我々が無害と見なした性質を保つ限り (want qu'elles conserveront le caractère inoffensif que vous leur avez reconnu) 見逃せるのである。⁽⁸⁴⁾

と、ブルニエに書き送っている。もとより、先行研究が述べるとおり、フランスに清朝との交渉が困難との判斷があつたことは言うまでもない。⁽⁸⁵⁾ それでも、清越「宗屬」關係全體が「單に歴史的な重要性 (importance purement historique)」ではないと、フランスが解釋できる狀況に留まつていたことも看過すべきではない。⁽⁸⁶⁾ 「トンキンに手を出さなければ中國は黙つていたかも知れない」とは坂野氏の至言だが、⁽⁸⁷⁾ 清朝がベトナム出兵を控えたこともフランスの沈黙を支えていたのである。

しかしながら清朝の撤兵は、後年曾紀澤が言うように、「屬國の匪賊を鎮壓したから」であつて、ベトナムへの不介入を約したわけではない。⁽⁸⁸⁾ そして、トンキン情勢の變化によつて、清朝はフランス側の引いた一線を越えざるを得なくなる。

(三) 清朝の再出兵

清越關係は「單なる儀禮的關係」であるというフランスの解釋は、清朝のトンキン撤兵という條件の上にもたらされたと云つてよい。清朝がトンキンで再び軍事行動をとることは、當然その見解を掘り崩し、それによつて生じた清佛の均衡を危うくさせることとなる。一八七六年以後も小規模な越境が時折行われていたようではあるが、フランス側には取り沙汰されずに済んでいる。一方、現状維持と言ふべき清朝の姿勢も、一八七八年九月の兩廣總督劉坤一の書簡に確認できる。越南中國の外藩爲りて、廣西と相唇齒爲れば、決して膜視の理なし。如し復た大舉深入して、籌餉・徵兵せば、或いは（廣西巡撫）楊（重雅）中丞の願う所に非ざらん。……目前越南恐らくは他族の敵に非ざれば、未だ輕しく兵端を啓くべからず。⁽⁹⁰⁾

さらに、ベトナムも當時は匪賊の歸順工作が奏功しており、必ずしも清朝の援助を必要しなかったようである。⁽⁹¹⁾ところが一八七八年暮れ、黃崇英討伐にも従軍した參將李揚才が、ベトナム李朝の末裔を騙つてトンキンに侵攻するという事件が起こつたのである。李揚才はすぐさまトンキンを席捲し、ベトナムは清朝に救援を要請、清朝も再出兵を餘儀なくされる。もちろん、サイゴン條約の手前、フランスは清朝の出兵に敏感とならざるを得ない。一二月二六日、ワダントンはブルニエに、清佛がともにトンキンへ出兵すれば兩軍が衝突する危険性があることに觸れ、

この遺憾なる結果を防ぐ唯一の方法は、行使される干渉の手段と保持されるべき嚴密な境界について中國政府が我々と合意するまで、兩廣の邊境當局がそのような使命を決して受け入れないように持つていくことであろう。

知つてのとおり、一八七四年三月一五日の條約は、とくにベトナムの獨立ならびに隣の帝國との從屬關係斷絶をうちたてることを目的としていた。一方で條約は我々自身に影響力と役割を保證しており、我々はそれを擴大することは求めているが、縮小させないことも強く欲している。そうだからこそ、以上のことが將來も同様であるべきことに

相當の價值を認めなくてはならない。⁽⁹²⁾

と、書き送っている。サイゴン條約に基づくという、フランスの前提の再確認である。自己の權利の擴大も縮小も望まないとはい、「現状維持」の言い換えであると言つてよい。

ブルニエも、一等翻譯官ドヴェリア (Gabriel Devetia) を總理衙門に向かわせ、李揚才の事件について會談した。その席で、ドヴェリアは當然ながらサイゴン條約に言及して清朝を牽制している。

とはいえ、すでに指摘されているとおり、劉坤一も清朝が出兵しなければベトナムはフランスに援助を乞うことになる⁽⁹³⁾と考えた。結局この後一年餘りかけ、清朝軍は李揚才を討伐することとなる。一方、先行研究が觸れてきたとおり、フランス側では反發が強まってトンキンへの積極介入論が勢いづく。清朝のトンキン介入を問題とするフランス史料は数多いが、ここではブルニエ離任後の代理公使パトノートル (Jules Patenôtre) が述べた文章を引いておこう。パトノートルは本國に出兵を促す文書の中で、以下のように述べている。

——トンキンではいままに秩序維持を行っている清朝軍、ロッシェシユアル氏が總理衙門に對し、嗣德帝の諸省において「秩序を打ち立て、人々の安寧を保障する權利を我々は自ら以外に認めることはできない」という我々の斷固たる決心を通知するよう、外務省によつて促されたにもかかわらずに。⁽⁹⁴⁾

パトノートルが引用しているのは、言うまでもなく、一八七五年二月二七日附のドカーズの訓令である。ここに、清越關係はドカーズの訓令との矛盾をあらわにし、ロッシェシユアルの作爲もその效力を失ったわけである。そして、フランスもトンキン出兵に向けて動き出していくこととなるのである——ロッシェシユアル自身はそれを知ることではなくこの世を去っていたのだが——。⁽⁹⁵⁾

ひるがえって、外交交渉で受身に徹してきた清朝もすでに態度を改めていた。一八八〇年一月にパリで清朝駐佛公使曾紀澤が、二月には北京で總理衙門が、フランス側にベトナムは「屬國」であるとしてフランスのトンキン出兵を牽制した。⁽⁹⁶⁾

それはまさに新たな時代、一八八〇年代の開幕を告げるものであったと言えよう。以後、清佛はベトナムをめぐって、いよいよ對決姿勢を鮮明にしていくのである。

おわりに

清朝と「屬國」との関係は西洋のそれと同じではない、ゆえに西洋諸國は清朝の宗主權を名目として扱った。このような説明は従来、西洋諸國が清朝の「屬國」であることを顧みず侵略を進めたことに對してなされてきた。ただ本論で扱った状況においては、むしろ清越關係への無作為、現状の容認のためのディスクリールとして機能している。すなわち、西洋の宗主國と屬國との關係と異なっていたからこそ、清越「宗屬」關係がサイゴン條約の定める「獨立」と矛盾しない解釋もあり得たわけである。従来から知られてきた「誤譯」、否ロツシエシユアルの作爲によるすれ違いとは、このような中間領域を示唆しているにはかならない。

もとより、清朝にとってベトナムは「屬國」であり、フランスにとってはサイゴン條約が前提である。兩者ともそれは譲るべくもない。しかし、清朝は「屬國」を堅持しつつも、サイゴン條約については不問に附す姿勢で對處していた。そしてフランスも、清越「宗屬」關係を自らの尺度で計り直して問題なく解釋できるならば、なお見逃しえたのである。

しかしながら、一八七〇年代のベトナムは、唯一清朝による出兵・駐留が行われていた「屬國」でもあった。これが一方で、清朝の宗主權を可視化する役割を果たしていたのである。清朝にとって出兵は「宗屬」關係からして當然の行爲であり、フランスにとってはサイゴン條約と矛盾する清朝の宗主權を示すものにかならなかった。だからこそ、清佛の並存もその處理が鍵であったと言つてよい。

この點が、サイゴン條約通告時のやりとりを通して、強引ながら清佛の前提を二つながら満たすように處理されることとなった。本論中で述べたとおり、ロツシエシユアルは自らの照會や「總理衙門の回答」に細工を施し、清朝が撤退要求

を受け入れたかのごとく見せる。その間に清朝軍はトンキンにおける活動を「完遂」し、フランスの受け入れられない状況は現實にも解消される。この条件のもとに、朝貢に直面しても、フランスは清越關係を「儀禮のみ」と位置付けて見逃すこととなった。こうして、サイゴン條約にも関わらず、清越關係と佛越關係は棲み分けることができたわけである。

しかしながら、ロッシェシユアルが取り繕ったことから窺えるように、清越「宗屬」關係とサイゴン條約の併存はやはり假初でしかなかった。清越關係を「儀禮のみ」とするフランスの見方はかろうじて成り立ったに過ぎず、清朝の再出兵により破綻することとなる。ここに、フランス側もいよいよ出兵へと向かうが、その動きの中で清越關係は當然にサイゴン條約とは相容れぬ存在として積極行動の根據とされた點を見落としてはならない。すなわち、西洋諸國が清朝と「屬國」との關係をただ「名目」と見なしたという所説も、再検討が必要であらう。

略号

- 『夷務始末』・『籌辦夷務始末（同治朝）』
 『交渉檔』：『中法越南交渉檔』中央研究院近代史研究所、一九六二年
Libre Jaune : Documents diplomatiques, Affaires du Tonkin, Paris, 1883.
AD : Archives diplomatiques, recueil de diplomatie et d'histoire internationale, Paris, 1970. 2. Série, tome VIII.
J.O. : Journal Officiel, Débats parlementaires, Chambre des députés.
F.O. 17 : Foreign Office : General Correspondence, China.

註

- (一) Cordier, *Histoire des relations de la Chine avec les puissances occidentales, 1860-1900*, Paris, 1901-1902, tome II, pp.242-551. Cho, Huan-lai (卓還來) *Les origines du conflit franco-chinois à propos du Tonkin jusqu'en 1883*, Saigon 1938, pp.85-95. 邵循正『中法越南關係始末』河北教育出版社、二〇〇〇〔一九三五〕年、六九—七一頁。龍章『越

南與中法戰爭』臺灣商務印書館、一九九六年。坂野正高『近代中國政治外交史——ヴァスコ・ダ・ガマから五四運動まで——』東京大學出版會、一九七三年。ベトナムを中心に据えた研究としては坪井善明『近代ヴェトナム政治社會史——阮朝嗣德帝統治下のヴェトナム一八四七—一八八三——』（東京大學出版會、一九九一年）があり、また

Nguyen xuan tho の研究 (“La Pénétration Française au Vietnam: Après le traité de 1874,” *Southeast Asia: An International Quarterly*, Vol.1 No.4, 1971.) は一八七〇年代の佛越關係を中心に考察している。また李恩涵『曾紀澤的外交』(中央研究院近代史研究所, 一九六六年)も、一八七〇年代のベトナムをめぐる清佛關係に觸れるところがある。

- (2) 岡本隆司「屬國と保護のあいだ」『東洋史研究』六六一、二〇〇七年。さらに氏は、一八八四年の李・フルニエ協定も兩者の争點を解消しなかったことを示している(同「清佛戦争への道——李・フルニエ協定の成立と和平の挫折」『京都府立大學學術報告』(人文・社會)六〇號、二〇〇九年)。

- (3) 茂木敏夫「中華帝國の「近代」的再編と日本」大江志乃夫編『植民地帝國日本』岩波書店、一九九二年。岡本隆司「清末の對外體制と對外關係」『中華世界と近代』第一章、シリーズ二〇世紀中國史(一)東京大學出版會、二〇〇九年、二九—三二頁。

- (4) Cordier, *op.cit.*, pp.278-284. 坂野正高前掲書三四九頁。植田捷雄『東洋外交史』上、東京大學出版會、一九六九年、七八頁。坪井善明前掲書一〇三頁。邵循正前掲書六九—七一頁。龍章前掲書四四頁。Cho, Huan-lai, *op.cit.*, pp.85-95. Nguyen xuan tho, *op.cit.*, p.307. Eastman, Lloyd E., *Throne and Mandarins: China's Search for a Policy during the Sino-French Controversy, 1880-1885*, 1967.

pp.33-34, など。

- (5) 一八七〇年の天津教案をめぐる、デュプレのフランス極東艦隊の後ろ盾を得つつ、清朝と交渉を行ったことでも知られる。駐ベルシャ公使館員を経て一八六七年には駐清公使館二等参事官、翌年には一等参事官となる。さらに一八六八年—一八七二年、一八七四年—一八七六年と長期にわたって駐清代理公使を務めている。一八七六年に理由は不明ながら休職處分を受け、駐ベオグラード總領事を経、駐ハイチ公使在職中の一八七九年に黄熱病によって死去した。享年四八歳。なお彼はいくつかの旅行記を著しており、中國について *Excursions autour du monde. Pékin et l'intérieur de la Chine*, Paris, 1878, がある。Bensacq-Tixier, Nicole. *Dictionnaire du corps diplomatique et consulaire français en Chine*, Paris, 2003. pp.484-487. Cordier, *op.cit.*, tome II, p.341, などを参照。

- (6) 和田博徳前掲書五八一頁。

- (7) 坪井善明前掲書三三—三四頁、邵循正前掲書七四—七五頁、龍章前掲書五五—五七頁。Cordier, *op.cit.*, tome II, pp.287-296. Cho, Huan-lai, *op.cit.*, pp.108-112.

- (8) *Livre Jaune*. N°s223, 233. AD, p.360. Challemeil-Lacour à Tseng, le 8 octobre 1883, のほか、一八八一年末の李鴻章との會談で、當時のフランス駐清公使ブーレ(Fédéric Albert Bouée)は、清朝が「總理衙門の回答」でモンケンへの越境に遺憾の意を示したとの認識を口にしづる(張振昆主編『中法戦争』中華書局、一九九九

- 年、第三冊〔四四九頁〕所收のブーレのサン・ティール宛書簡〔番號二〇六、中國語譯〕。一八七八年の清朝トンキン出兵について述べた、以下に掲げるフランスの外交官の文章も参照に値する。La Chine entretenait encore, il est vrai, des troupes régulières au Tonkin, sous le prétexte d'y rétablir l'ordre. Mais n'y avait-elle pas envoyé déjà un corps expéditionnaire dans les mêmes conditions en 1874, et ne l'avait-elle pas rappelé sur notre demande? (Bil-lot, *Albert, L'affaire du Tonkin: histoire diplomatique de l'établissement de notre protectorat sur l'Annam et de notre conflit avec la Chine, 1882-1885*, Paris, 1888, p.6.)
- (6) *Livre Jaune*, N°268. Tseng à Challeng-Lacour, le 1 octobre 1883.
- (10) 一八六〇年代からベトナム北部のトンキン地方には華人が大舉進入、著名な黒旗軍や黄旗軍などを組織してトンキン各地に盤踞した。ベトナムはこれら華人武装勢力を抑さえ込むことができず、一八六八年に清朝に援軍を依頼、清朝は軍隊をトンキンへ派遣する。この派兵が長引き一八七〇年代半ばに至っても清朝軍はトンキンに駐留していたのである。
- (11) Dupré au Vice-roi des deux Kouang, N°531, le 1^{er} septembre 1873. Dupuis, Jean. *Les origines de la question du Tong-kin*, Paris, 1896, pp.228-229.
- (12) 『夷務始末』卷九三。兩廣總督瑞麟と廣東巡撫張兆棟の會奏、同治十二年正月一三日。
- (13) F.O.17/673, No.51. Wade to Granville, 2 April 1874. Dupuis, Jean. *Le Tong-kin et l'intervention française: Francis Garnier et Philastre*, Paris, 1898, p.46. 『清季各國照會目錄』(一・法國・一二頁)に、一八七四年一月一四日、二月二日、二月九日にわたってジョフロワによる撤兵要求の照會が確認できる。
- (14) 『劉武愼公遺書』卷一六「越南積弱不振豫籌保衛邊境疏」同治二年一〇月一九日。
- (15) 『夷務始末』卷九二に收められた注八の劉長佑の奏摺にフランス側への照會を命じる上諭が附されている。また、後述する「總理衙門の回答」で一八七四年にフランス側に照會したことがふれられており、注一八の一八七四年二月七日附照會もある。ただそれぞれの關係性は判然としない。
- (16) 『岑襄勤公奏稿』卷九「越南有警籌防演邊摺」同治二年一月二十四日。
- (17) 『夷務始末』卷九三に收められた注八の岑毓英奏摺に上諭が附されており、後述する「總理衙門の回答」で一八七四年、上奏に基づきフランス側へ照會されたことがふれられている。
- (18) 『劉武愼公遺書』卷一六「致西林制府」光緒元年。
- (19) 『劉武愼公遺書』卷一六「覆瑞澄泉閣督」同治十三年。
- (20) F.O.17/673. Despatch from the Viceroy of the Two Kwang and from the Governor of Kwang tung to M. Dab-ry de Thiersant, Consul for France, 27 January 1874 (英譯)。

- (21) *Livre Jaune*, N°25, Brenier de Montmorand à Decazes, le 30 septembre 1877 (このブルニエの文書に引用された一八七四年二月七日の總理衙門の照會).
- (22) 『劉武愼公遺書』卷一六「越南積弱不振豫籌保衛邊境疏」同治一二年一〇月二十九日など。
- (23) 『劉武愼公遺書』卷一六「覆東撫張友山」同治一三年。
- (24) 『劉武愼公遺書』卷一六「遵旨剿撫越南匪徒疏」同治一三年六月二日。
- (25) 『大南寔錄』正編第四紀卷五四(嗣德一八年七月)。
- (26) 廖宗麟『中法戰爭史』天津古籍出版社、二〇〇二年、三六—三七頁。
- (27) 『大南寔錄』正編第四紀卷四八(嗣德一六年二月)。
- (28) 『夷務始末』卷八九、劉長佑の片に附された上諭、同治一三年三月初二日。
- (29) 『劉武愼公遺書』卷一五「會籌籌越南軍務疏」同治一〇年一〇月初八日。
- (30) 『劉武愼公遺書』卷一六「覆瑞澄泉閣督」同治一三年。
- (31) *Livre Jaune*, N°9, Duperré à Montaignac, le 2 mai 1875.
- (32) *Livre Jaune*, N°1, Traité politique conclu entre la France et l'Annam, 15 mars 1874.
- (33) *Livre Jaune*, N°14, Rochechouart à Decazes, le 19 juin 1875. 當時不在であったフランス駐清公使館翻譯官ドゥエリアは翻譯官復歸後に、くだんの「誤譯」について指摘・訂正し、公使館も本國にその旨を傳達したとも言われる。
- (Marie Joseph Claude Edouard Robert, Comte de Senallé, *Quatre ans à Pékin*, Paris, 1933, p.130. 龍章前掲書四四頁)。しかし、一八七七年にブルニエが「誤譯」について「この文句の翻譯が可能な限り正確だといいたしましても」と述べているのを見る限り信憑性に缺ける。蛇足だがロッシェシュアルの要求したもう一點、「通商港」についての總理衙門の回答部分は、かの「誤譯」部分を除いて特に誤譯がない。これも工作が行われた傍證となろう。
- (34) Cordier, *op.cit.*, p.282. 邵循正前掲書六五頁。
- (35) *Livre Jaune*, N°21, Decazes à Brenier de Montmorand, le 30 mai 1877.
- (36) *Livre Jaune*, N°4, Decazes à Rochechouart, le 27 février 1875.
- (37) 邵循正前掲書六二頁、Cho, Huan-lai, *op.cit.*, p.85.
- (38) 事實、シャルメル・ラクールは「一八七五年に我々は一八七四年の條約を中國に通知したのであるが、いわれのない批准を促したのではなく、中國軍の撤退を獲得するためであった。これは、中國が反論もなく行ったことである」と述べている(*Livre Jaune*, N°229, Challemeil-Lacour à Tricou, 11 juillet 1883.)。 Cf. *J.O.*, le 11 juillet 1883, (Séance du mardi 10 juillet 1883, *l'J.O.* p.1685.
- (39) *Livre Jaune*, Annexe à N°12, Rochechouart à Prince Kong, le 24 mai 1875.
- (40) 清朝正規軍の撤退を申し入れるならば、ドカーズも用いている「軍隊(troupe)」がより一般的であろう。しかし

ロッシェシユアルは、「軍團 (bande)」という言葉を用いている (漢譯では「軍卒人」となっている)。そのため、先行研究には、上記の文句を「北圻 (トンキン) 華匪を驅逐する」と「誤譯」しているものもある (邵循正前掲書六四頁。龍章前掲書四四頁でも「烏合の衆」と譯されている)。ただ、一八七五年當時としては、清朝側は清朝正規軍の問題として捉えている。よって、疑念は残るものの、當時の清佛交渉においては、この語の影響はほとんどないとしてよいであろう。

- (41) 『劉武愼公遺書』卷二六「致英西林制府」光緒元年。
- (42) 『交渉檔』第一冊 (一八) 兩廣總督英翰の總理衙門宛函 光緒元年七月三日受領。
- (43) 『交渉檔』第一冊 (二〇) 雲南巡撫岑毓英の總理衙門宛の函、光緒元年七月初八日受領。
- (44) 『交渉檔』第一冊 (六) 總理衙門のロッシェシユアルへの照會、光緒元年五月二二日。
- (45) *Livre Jaune*, Annexe à N°14, Le Prince Kong à Rochechouart, le 15 juin 1875.
- (46) 龍章前掲書五八頁注七。
- (47) *Livre Jaune*, N°14, Rochechouart à Decazes, le 19 juin 1875.
- (48) *AD*, p.360, Challengel-Lacour à Tseng, le 8 octobre 1883. Cf. *J.O.*, p.1685.
- (49) 『劉武愼公遺書』卷二六「致英西林制府」光緒元年。其意惟在殲除黃 (崇英) 逆而已。黃逆除則各匪無能爲厲而粵

軍可悉數入關。

- (50) あくまで作戦完了が前提である。劉長佑は、トンキン情勢が不安定なまま撤兵すればベトナムに弱さを見せ、ベトナムがフランスに援助を請うこととなるとの不安ものぞかせている (『劉武愼公遺書』卷二六「致趙慶池觀察」光緒元年)。
- (51) 『交渉檔』第一冊 (二二) 兩廣總督英翰の總理衙門宛函、光緒元年四月一日受領。
- (52) 『劉武愼公遺書』卷一七「攻破越匪老巢生擒首逆疏」光緒元年九月一三日、卷一八「攻克越南者巖賊巢收隊入關疏」光緒元年二月二三日。
- (53) 『劉忠誠公遺集』書牘卷五「復吳 (大廷) 桐雲」光緒元年八月二十四日。惟援安南之師、正在得手而法人噴有煩言、勢與我爭長。蔭帥 (劉長佑) 以現有雲南之案、未可再起波瀾、且廣西力亦不支、自以撤兵入關自固疆圉爲上策。『劉忠誠公遺集』書牘卷五「復趙慶池觀察」光緒元年九月二三日。同卷六「復趙慶池」光緒二年二月一六日も參照。
- (54) 『劉武愼公遺書』卷二六「致趙慶池觀察」光緒元年。
- (55) *Livre Jaune*, N°18, Rochechouart à Decazes, le 5 novembre 1875.
- (56) 「代辦廣西巡撫慶愛奏報入關各軍部署折」光緒二年三月二十九日 (『廣西會黨資料匯編 一八〇四—一九〇五』廣西人民出版社、一九八九年、三五—三五六頁)。當時出兵に關わっていた徐延旭も『越南輯略』卷一 (『越南世系沿革』) で「光緒二年春班師」と記す。『大南寔錄』正編第四

紀卷五四、嗣德二八（一八七五）年十一月の條にも清朝軍撤退が見え、趙沃の軍が残ったとあるものの、『光緒鎮安府志』卷二〇に「〔光緒〕二年巡撫嚴樹森（一八七六年四月九日に死去）、邊軍を撤して入關せしめ、各おの數營を留めて太（平）・鎮（安）兩郡に分防せしむ」とあり、趙沃も廣西省内の反亂鎮壓にかり出されている。なお『中法戰爭』第三冊（二三八頁、番號五四）所收の一八七七年五月二九日附文書（中國語譯）で、ドカーズは「清朝軍はすでに撤兵した」と述べており、フランス本國も清朝撤兵を確認している。

- (57) 一八七五年における獨佛間の、いわゆる「豫防戰爭」事件については、西海太郎「豫防戰爭（Präventivkrieg）論事件（一八七五年）とフランス外交」『中央大學文學部紀要』三三、一九六三年、小林幸輔「一八七五年における獨佛危機」『法政史學』一四、一九七二年などを参照。
- (58) *Livre Jaune*, N°21, Decazes à Brenier de Montmorand, le 30 mai 1877.
- (59) *Livre Jaune*, N°268, Tseng à Challemeil-Lacour, le 1 octobre 1883.
- (60) *AD*, p.360, Challemeil-Lacour à Tseng, le 8 octobre 1883.
- (61) *Documents diplomatiques, Affaires du Tonkin, Exposé de la situation*, N°2, Challemeil-Lacour à Tseng, le 27 août 1883.
- (62) *Livre Jaune*, Annexe II à N°85, Kergardec au Myre de

Villers, le 5 décembre 1880. 劉長佑らは、廣西省軍が黃崇英の根據地を攻略した折に確保したフランス砲術技師を、ベトナム當局を通じてフランス側に送還している。この時、劉長佑はフランス人達がどのようにして黃崇英の陣地に來たのか分からないとして、黃崇英との關係を問いたですようなこともなかった（『劉武愼公遺書』卷一八「送回匪集法國礮匠片」光緒元年九月一三日、『交涉檔』第一冊（三一）署兩廣總督張兆棟の函、光緒元年一〇月一七日〔受領〕）。

(63) 『劉忠誠公遺集』書牘卷六「復左中堂」光緒二年三月二四日。

- (64) 邵循正氏はこの時の回答について明確にサイゴン條約を否認したものではないが、清朝の宗主權を示したと評する（邵循正前掲書六五頁）。龍章氏は清朝の態度を曖昧なものと評している。コルデイエ氏は、清佛兩者の照會のみを掲載して特に分析を加えていない。また一般的に、清朝の回答にある「屬國」の語がサイゴン條約への反駁として解釋されている（たとえば坂野前掲書三四九頁）。
- (65) 『交涉檔』第一冊（一三）ウエードの總理衙門に對する照會、光緒元年六月二〇日。
- (66) 『交涉檔』第一冊（一五）總理衙門のウエードに對する照會、光緒元年六月二十三日。
- (67) 孫宏年『清代中越宗藩關係研究』黑龍江教育出版社 二〇〇六年、四六頁。
- (68) 『交涉檔』第一冊（二二）「鈔行知法國達領事簡稿」兩廣總督英翰の總理衙門宛函に附されたもの、光緒元年七月

- 一九日受領。
- (69) 『交渉檔』第一冊(二二)「達領事來信」兩廣總督英翰の總理衙門宛函に附されたもの、光緒元年七月一九日受領。
- (70) ①『交渉檔』第一冊(一八)兩廣總督英翰の總理衙門宛函、光緒元年七月三日受領。②『交渉檔』第一冊(二二)兩廣總督英翰の總理衙門宛函 光緒元年七月一九日受領。③ダブリに對する廣西軍の作戰狀況の通告、ロッシェンユアルの照會とサイゴン條約の寫しを附した總理衙門の函を受けとった旨が述べられている。④「達領事來信」とそれに對する英翰の返事が附されている。ロッシェンユアルの照會、サイゴン條約の寫しを附した總理衙門の函を受領した後に、英翰は「達領事來信」を受け取り、返事を出したとみて間違いない。
- (71) 『交渉檔』第一冊(二二)「復達領事函稿」(兩廣總督英翰の總理衙門宛函に附されたもの) 光緒元年四月一日受領。
- (72) Cordier, *op.cit.*, tome II, pp.306-307. *Livre Jaune*, N°59, Patenôtre à Waddington, le 25 décembre 1879.
- (73) 邵循正前掲書五二一七頁、龍章前掲書四一一五七頁。
- (74) *Livre Jaune*, N°25, Brenier de Montmorand à Decazes, le 30 septembre 1877.
- (75) 邵循正前掲書七一一七頁。 *Livre Jaune*, N°25, Brenier de Montmorand à Decazes, le 30 septembre 1877.
- (76) 邵循正前掲書六六頁。
- (77) *Livre Jaune*, N°21, Decazes à Brenier de Montmorand, le 30 mai 1877.
- (78) 坪井善明前掲書九七—九八頁に引用されているケルガラデックの文章を参照。
- (79) 『李文忠公全集』譯署函稿一四「與法國實使來署問答節略」光緒七年一〇月二二日、同「與法使德理固問答節略」光緒九年八月二二日。 *Documents diplomatiques français*, 1er sér. Tome V, 101. Waddington à Challengel-Lacour, le 13 septembre 1883. *J.O.* p.1685.
- (80) 邵循正前掲書七三頁、龍章前掲書五二頁。なおコルディエは、朝貢をサイゴン條約違反としてフランス對越侵略を正當化しつつ、朝貢は名目的なものであるとして清朝の宗主權を否定するとう自家撞着を起しつついる (Cordier, *op.cit.*, tome II, p.287, p.290, pp.338-341)。
- (81) *Livre Jaune*, N°21, Decazes à Brenier de Montmorand, le 30 mai 1877. なお、この文章を見落としているために注(28)のドカースの文章を引用して一八七五年と一八七七年の狀況を混同しつつの先行研究もある (Cho, Huan-lai, *op.cit.*, p.104. 龍章前掲書五三頁)。
- (82) *Livre Jaune*, N°25, Brenier de Montmorand à Decazes, le 30 septembre 1877. なお邵循正氏は譯出にあたり「予しあたり我々が目をこぼつていても危険のない單なる儀禮と恭順の行爲」を省略している (邵循正前掲書七三頁)。また卓還來氏、龍章氏もブルニエの文章を引用するにこまめつつる (龍章前掲書五四頁、Cho, Huan-lai, *op.cit.*, p.107.)。この様な敘述では清朝軍撤退の意義ならび

- に「單なる儀禮と恭順の行爲」を越える清朝再出兵と一八八〇年フランス出兵との因果關係を讀み取ることができない。
- (83) *Livre Jaune*, N°26, Banneville à Brenier de Montmorand, le 30 novembre 1877.
- (84) *Livre Jaune*, N°32, Waddington à Brenier de Montmorand, le 25 juillet 1878.
- (85) 邵循正前掲書七三頁。Cho, Huan-lai, *op.cit.*, pp.108-109.
- (86) 當時サイゴン條約との關係性は言及されていないが、一八八〇年にフランス海相クルエ (Georges Charles Cloué) は、以前は朝貢を「ある種のサイゴン條約の違反行爲 (une sorte de violation de l'article du traité de 1874)」と見るのを避けた」と述べている (*Livre Jaune*, N°25, Cloué à Barthélémy Saint-Hilaire, le 25 novembre 1880.)。
- (87) 坂野正高前掲書三四九頁。
- (88) *Livre Jaune*, N°268, Tseng à Challengel-Lacour, le 1 octobre 1883.
- (89) 『大南寔錄』正編第四紀卷五七 (嗣德三〇年正月および四月)、五八 (同年九月)、五九 (嗣德三一年正月)。清朝側の史料ではこの出兵はあまりよく分らない。『光緒鎮安府志』卷二〇に光緒二年五月、趙沃が四營を廣西省のベトナム國境沿いにある小鎮安廳・歸順州・下雷土州轄境の「内外」に駐屯させることを願ひ出たとの記述、ならびに『劉忠誠公遺集』書牘卷六「覆趙慶池」(光緒四年八月一七日)に「今貴勇既に回旗する有りて、現關外に聚まる(ただ下文に「縦い敢えて關外に自專せざるも」とある)」というくだり、光緒二年に廣西巡撫となった涂宗瀛の年譜(『涂大司馬年譜』)の「行述」に「越南に於けるや則ち又機を相て會剿し以て懷柔を示す」という記述がある(ただし年譜の光緒二・三年の條には言及がない)。管見の限り、フランス史料ではこの時期における清朝出兵の記述はない。
- (90) 『劉忠誠公遺集』書牘卷六「覆趙慶池」光緒四年八月一七日。
- (91) 一八七七年初頭、廣西側から三營の軍隊が派遣されたが、ベトナム側は匪賊の歸順をもつて追いつ返している(『大南寔錄』正編第四紀卷五七「嗣德三〇年正月」)。すでに劉長佑は、このようなベトナムの姿勢を「急すれば援を請ひ、緩めば客を厭う、早に意中に在り」と揶揄している(『劉武愼公遺書』卷二七)。
- (92) *Livre Jaune*, N°35, Waddington à Brenier de Montmorand, le 26 décembre 1878.
- (93) Latfey, Ella, "The Content of the Sino-Vietnamese Tributary Relationship in the Late 19th Century, *Historical Interaction of China and Vietnam: Institutional and Cultural Themes*, New York, 1969.
- (94) Patenôtre à Freycinet, le 23 février 1880, Corderier *op.cit.*, tome II, pp.305-306.

(95) 注に参照。李揚才事件を契機とするフランスの新動靜は Fourniau, Ch. “La genèse et l'évolution l'affaire du Tonkin”, *Revue historique*, 500, 1971. 34-46 Munholland, Kim. “Admiral Jaureguiberry and the French Scramble

for Tonkin, 1879-83.” *The Historical Journal*, vol.24, 1981. 参照。
(96) Cordier, *op.cit.*, tome II, pp.306-307. 34-46 邵循正前掲書 76 頁。

apparent and stabilize the dynasty, but ironically it became the breeding ground for the ascendancy of the maternal relatives and became a trigger for later political turmoil.

**THE FRENCH NOTIFICATION TO CHINA OF THE SAIGON TREATY
AND THE CHINESE MILITARY EXPEDITIONS IN TONKING:
A CONSIDERATION OF SINO-FRENCH RELATIONS
REGARDING VIETNAM IN THE LATTER
HALF OF THE 1870S.**

MOCHIZUKI Naoto

This article reconsiders the France's notification to China of the conclusion of the Saigon Treaty and its relationship with the Chinese military expeditions in Tonkin in northern Vietnam.

It has been known that Qing government's response stating that Vietnam "had long been a tributary state (本係屬國)" of China was mistranslated by the French embassy in China as Vietnam "had been a tributary of China" (*a été tributaire de la Chine*) and was interpreted as the Qing government's relinquishing of suzerainty over Vietnam, and as a result there were no hostilities between France and China for the time being, despite the fact that the independence of Vietnam was proclaimed in the treaty. Nevertheless, the French side regarded Qing military expeditions to Vietnam as demonstrating their suzerainty over Vietnam as problematic. How then was the problem of these military expeditions treated when notification of the Saigon Treaty was issued? This point has seldom been examined in previous scholarship. This article chiefly examines the actions of Comte Julien de Rochechouart, the French charge d'affaires in Beijing at the time and points out his deliberate actions were taken to satisfy the conflicting demands of the French and Qing governments regarding the problem of military expeditions.

The Qing government actually sought an early withdrawal of its troops from Vietnam. However, as the expansion of French power in Vietnam was also not strategically desirable, it could not accede to French demands for a military pull out. When notification of the Treaty of Saigon was issued, de Rochechouart addressed the demand for troop withdrawals not to the army of Guangxi stationed in Vietnam but to the Yunnan army, which had not crossed the border into Viet-

nam. Although the Zongli Yamen was conscious of this “error,” it responded with a message that the Yunnan troops would not be allowed to cross the border. De Rochechouart spuriously reported to his government that the response was an acceptance of the demand for troop withdrawals. Thereafter, the Qing army completed its campaign in Tonkin and withdrew in accordance with its own pre-determined policy. Regarding its own position satisfied, France took a stance maintaining the status quo and viewing the relationship between Qing and Vietnam as a “ritualized” ceremonial one. This led to relations between China and France that continued under a state of “mutual miscomprehension.” However, later events forced the Qing government to once again dispatch troops and that resulted in the French reaction that subsequently developed into the “l’affaire du Tonkin.”

In researching this article, I have been able to prove that the mistranslation, which has been thought to be an error leading to war, was in fact a deliberate act intended to avoid the conflict.

**A CONSIDERATION OF SHAO FANG, A COMMONER
OF DANYANG: THE POLITIQUES
OF THE LATE MING AS SEEN
FROM THE ACTIONS
OF A POLITICIAN**

JOHCHI Takashi

The *Yugang zhai bi zhu* 鬱岡齋筆塵 of the scholar Wang Kentang 王肯堂 from the Wanli era (1573-1620) contains an episode about the return of Gao Gong 高拱, who had been senior grand secretary 首輔 during the Longqing era (1567-1572), to office for the second time. The episode involves the “commoner” 布衣 Shao Fang 邵芳 from Danyang (present-day city of Danyang in Jiangsu). Officials who were out of office and had retired to their homes sought Shao Fang’s intercession. He was able to respond to their demands by using the money he received from them to fund their return through connections with eunuchs, and thus he realized Gao Gong’s political revival. Taking this incident as its starting point, this article details Shao Fang’s achievements on the basis of the *Shao shi zongpu* 邵氏宗譜,